

契約内容確認書

本書面はご契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。

基本情報

契約日	2025年06月23日
甲	青木 秀雄 (適格請求書発行事業者登録番号：なし)
乙	宗像 尚郎
丙	株式会社二ーリー (Park Direct) (適格請求書発行事業者登録番号：T3040001079977)

書類内容

内容	駐車場賃貸借契約書、Park Direct利用管理契約書、Park Direct保証委託契約書(保証加入者のみ対象)
契約書番号	QXE97KDP

費用情報

契約時請求費用	29,118円 (税込)	月額使用料	15,119円 (税込)
更新費用	1,119円 (税込)		

※ 内訳は、駐車場賃貸借契約書、Park Direct利用管理契約書、Park Direct保証委託契約書(保証加入者のみ対象)をご確認ください。

契約者情報

契約者名	宗像 尚郎
住所	〒181-0012 東京都三鷹市上連雀一丁目1-3 メゾンブランシュII 601号
電話番号	08054337359

駐車場情報

名称	J Aパーキング国分寺127		
所在地	〒185-0014 東京都国分寺市東恋ヶ窪2-10-5 他		
区画番号	2		
利用期間	2025年07月01日～2026年06月30日	更新情報	1年更新

車両情報

車種	シビック	ナンバー	湘南 330 む 7863
----	------	------	---------------

インボイス制度における消費税項目一覧

以下の記載は、お客様が消費税の課税事業者である場合において、インボイス制度の適用を受けるために必要な情報となります。インボイス制度とは、適格請求書（インボイス）の発行又はそれに代わる契約書の作成・保存により、消費税の仕入額控除を受けるための制度です。お客様が消費税の課税事業者でない場合、以下は不要な記載事項となりますことをご了承ください。

【乙の支払費用】

費目	金額	うち消費税（適用税率）	支払先
【月額使用料のみを請求する場合】（下記内訳の合計）	15,119円	1,373円	—
（内訳）			
月額賃料（甲への支払で10%対象）	14,000円	1,272円（10%）	甲
月額保証／管理料（丙への支払で10%対象）	1,119円	101円（10%）	丙

費目	金額	うち消費税（適用税率）	支払先
【更新費用】（下記内訳の合計）	1,119円	101円	—
（内訳）			
更新料	0円	0円（10%）	甲
更新事務手数料	0円	0円（10%）	甲の代理／仲介・媒介（管理会社）
管理更新料	1,119円	101円（10%）	丙

費目	金額	うち消費税（適用税率）	支払先
【月額使用料と更新費用を同時に請求する場合】	16,238円	—	—
うち甲への支払で10%対象合計	14,000円	1,272円（10%）	甲
うち甲の代理／仲介・媒介（管理会社）への支払で10%対象合計	0円	0円（10%）	甲の代理／仲介・媒介（管理会社）
うち丙への支払で10%対象合計	2,238円	203円（10%）	丙
うち非課税分	0円	0円（非課税）	—

費目	金額	うち消費税（適用税率）	支払先
【契約時請求費用】（下記内訳の合計）	13,999円	—	—
うち甲への支払で10%対象合計	0円	0円（10%）	甲
うち甲の代理／仲介・媒介（管理会社）への支払で10%対象合計	0円	0円（10%）	甲の代理／仲介・媒介（管理会社）
うち丙への支払で10%対象合計	13,999円	1,272円（10%）	丙

うち非課税分	0円	0円 (非課税)	—
(内訳)			
敷金	0円	0円 (非課税)	甲
礼金	0円	0円 (10%)	甲
事務手数料	0円	0円 (10%)	甲の代理／仲介・媒介 (管理会社)
初回保証／管理料	13,999円	1,272円 (10%)	丙
保管場所使用承諾証明書発行手数料	0円	0円 (10%)	甲の代理／仲介・媒介 (管理会社)

費目	金額	うち消費税 (適用税率)	支払先
【保管場所使用承諾証明書発行手数料】	3,300円	300円 (10%)	甲の代理／仲介・媒介 (管理会社)

※ 消費税の端数処理は、同一の支払先に対する同一の適用税率の請求額の合計について行います。内訳記載の消費税額と、合計額の消費税額が端数処理によってずれることがありますことをご理解ください。

※ 当社は、甲又は甲の代理／仲介・媒介 (管理会社) の適格請求書発行事業者登録に変更があったことを認識した場合には、速やかにお客様に通知するよう努めます。但し、当該通知を確約するものではなく、甲又は甲の代理／仲介・媒介 (管理会社) の適格請求書発行事業者登録番号の定期的な確認はお客様にて行うようお願いいたします。

Park Direct 利用管理契約／Park Direct 保証委託契約 確認書

(ニッポンインシュア賃貸保証サービス契約)

Park Direct 駐車場利用管理および賃貸保証サービスについて、ご確認いただきたい事項を記載しています。
必ずお読みいただくようお願いいたします。

賃借人たるお客様(以下、「乙」)は、本駐車場の利用において、(株)ニーリー(以下、「丙」)と丙の業務提携先であるニッポンインシュア(株)(以下、「保証会社」)との間で、Park Direct 利用管理契約および Park Direct 保証委託契約の締結が必要となります。詳細については、Park Direct 利用管理契約、駐車場賃貸借契約および Park Direct 保証委託契約(ニッポンインシュア賃貸保証サービス契約)をご確認ください。

1.管理・保証の範囲と内容

管理は駐車場賃貸借契約に記載の駐車場の利用についておこなわれるものとします。保証は乙の債務となる下記保証限度額において、乙が万一お支払いできない場合、連帯して保証会社が保証し、乙に代わり、丙へ立替えて支払いし丙より賃借人たる物件オーナー様にお支払いいたします。ただし保証する債務については、保証会社が一時的に立替払いを行います。最終的には乙の債務としてお支払いいただくことになります。

2.契約期間と管理および保証期間

契約締結日は、Park Direct にて電子契約の締結を行った日となります。

契約締結日	2025年06月23日	契約期間	賃貸借契約の始期から解約日まで
保証期間	1ヶ月更新	保証限度額	24ヶ月

3.保証 / 管理料

- 保証 / 管理料の返戻は行っていません。
- ご契約期間中は、フリーレント(賃料無料)期間中であっても、月額保証 / 管理料のお支払いが必要です。
- 解約時に賃料を日割で支払う場合においても、月額保証 / 管理料は、満額のお支払いが必要です。

初回保証 / 管理料(※1)	13,999円(税込)	月額保証 / 管理料	1,119円(税込)
管理更新料(※2)	1,119円(税込)		

※1 ご契約時にお支払いいただく費用です。

※2 契約更新時にお支払いいただく費用です。

4.Park Direct 利用管理について

- Park Direct は、駐車場の賃借人(以下、「甲」)または甲の代理(または管理会社)に委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行います。
- 乙は、本駐車場の初期費用および月額使用料などの支払、契約中の各種手続き、問い合わせは丙に行うものとし、丙は迅速に対応します。

5.求償権の行使について

- 賃料保証サービスは、賃料などの支払い義務を免除するものではありません。保証会社が保証人として立替払いを行った金額は乙に請求いたします。(求償権の行使といえます)。
- 保証会社は本契約および民法第460条に基づいて、保証会社が立替える以前に求償権を行使することができます。(事前求償権といえます)。
- 請求金額には、遅延損害金として年率14.6%を加算して請求する場合があります。

6.賃料および月額保証 / 管理料のお支払いについて

- 未収となった賃料および月額保証 / 管理料については、丙が指定した時期から保証会社より請求いたします。
- 未収額のお支払いには、クレジット決済はご利用いただけません。支払先は、未収となった時期に丙よりお支払先を別途指定いたします。

7.解約のご連絡について

駐車場利用の解約手続きを持って解約といたします。解約方法は、賃貸借契約書をご確認ください。

その他契約内容や未払い金のお支払等に関するご質問は、下記お問い合わせ窓口へお問い合わせください。

■ 利用管理に関するお問い合わせ

Park Direct
カスタマーサポート

メールアドレス：support@park-direct.jp

■ 未払い金に関するお問合せ

ニッポンインシュア(賃貸保証サービス)
全国共通コールセンター

電話番号：0570-05-1080

受付時間：10:00～17:00(年末年始を除く)

契約番号 QXE97KDP

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

氏名	宗像 尚郎
住所	〒181-0012 東京都三鷹市上連雀一丁目1-3 メゾンブランシュII 601号
電話番号	08054337359

Park Direct 運営事業者（丙）について

名義	株式会社ニリー
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F

駐車場利用について

名称	JAパーキング国分寺127		
所在地	〒185-0014 東京都国分寺市東恋ヶ窪2-10-5 他		
指定区画	2	利用期間	2025/07/01~2026/06/30
車種	シビック	ナンバー	湘南 330 め 7863
契約時請求費用※1	29,118円 (税込)		
月額使用料※2	15,119円 (税込)		
更新情報	1年更新	更新費用※3	1,119円 (税込)

※1 契約時請求費用は、本件賃貸借契約締結時にお支払いいただく契約初期費用の総額です。

※2 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。

※3 更新費用は、更新情報に記載の更新時に都度お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct 利用管理について

契約期間	賃貸借契約の始期から解約日まで		
初回管理料※1	13,999円 (税込)		
月額管理料※2	979円 (税込)	管理更新料※3	1,119円 (税込)

※1 契約時請求費用に含まれます。

※2 月額使用料に含まれます。

※3 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

-

Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。
6. 本件賃貸借契約の終了日までに乙が本駐車場を明け渡さないときは、乙は、終了日の翌日から、本駐車場の明け渡し完了する日が属する月の月末までの月額保証料及び月額管理料と同額の使用損害金を丙に支払わなければならないものとする。なお、乙の明け渡し遅延により丙が損害を被った場合、乙は別途その損害を賠償しなければならないものとする。

第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。なお、支払方法はクレジットカード、銀行振込、口座振替、その他丙が別途指定する方法の中から選択するものの、契約によっては一部の支払方法を選択できない場合があることを乙は予め承る。

- (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
 - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
 - クレジットカード：翌月分を毎月20日
 - 銀行振込　：翌月分を毎月20日まで
 - 口座振替　：翌月分を毎月27日
 - その他の支払方法：丙が別途指定する日まで
 - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
 - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内
 - (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
 3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
 4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるものとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものとする。
 5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
 6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
 7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの遅滞に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
 8. 前項の定めに従い乙が丙に対し保証を委託する場合、以下の定めに従うものとする。
 - (1) 保証の解除
乙が本利用管理契約に定める義務に違反した場合、丙は保証を解除することができ、乙はこれに異議を述べない。
 - (2) 保証債務の履行
 1. 乙が本件賃貸借契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を遅滞したため、丙が甲から保証債務の履行を求められたときは、丙は、乙に対して事前の通知をすることなく代位弁済することができる。
 2. 丙が甲に保証債務を履行したときは、乙は丙に対して次の各号に定める金額を直ちに支払わなければならない。
 - (a) 丙の甲に対する保証履行額
 - (b) 代位弁済した日の翌日から、弁済額に対して、支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金
 - (c) 丙の乙に対する求償権実行又は保全に要した費用

3. 乙が、丙に弁済した金員が、支払期日の到来した債務全部を消滅させるに足りないときは、丙はこれを、事務手数料、保証料、遅延損害金、弁済金、の順に支払日の古いものから充当し、乙はこれに異議を述べない。

(3) 事前求償

1. 乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は保証債務の履行前であっても乙に対し事前に求償権を行使することができる。
 - (a) 乙の甲への債務が弁済期にあるとき。
 - (b) 乙が、破産手続開始決定を受け、かつ、丙がその破産財団の配当に加入しないとき。
2. 前号により丙が乙に対し求償権を行使する場合は、乙は民法第461条（主たる債務者が保証人に対して償還をする場合）に基づく抗弁権をあらかじめ放棄する。ただし、丙が事前求償権を行使する場合、乙は甲に弁済することができ、その弁済がなされた場合はこれに対応する事前求償は消滅する。
9. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手料は乙負担とする。

第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所使用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上使用しない場合は、丙に対して、使用しない期間における連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
 - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
 - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
 - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。
 - (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区画内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
 - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
 - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
 - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因することと第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本賃貸借契約の当事者となるものではなく、本賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、丙に故意又は重過失がある場合を除き、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実に受領した月額管理料の総額を上限とする。

第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

第12条（個人情報取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。
https://www.park-direct.jp/privacy_policy

第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。